

しっとく 知っ得♥消費生活ニュース

偽物が届くインターネット通販トラブル

「代引き配達」の利用が増加中！

インターネット通販で「公式通販サイト」「正規品」と思って申し込んだのに、届いた商品は偽物だったという相談が多く寄せられています。

代引き配達の場合、宅配業者に代金を支払って受け取り開封して初めて中身を確認することができるので、代金を支払う前に本物かどうかを確認することができません。偽物だったとしても、宅配業者に返金を求めることは難しくなります。

【事例】

大手百貨店の閉店セールで、有名ブランドのバッグが安くなっているという広告を見た。通販サイトにアクセスして注文したが、支払い方法は代金引き換えのみだった。商品が届き確認すると、偽物だった。宅配業者に事情を伝えたが、返金はしてもらえなかった。業者への問い合わせメールにも返信はない。



【注文する前】サイト情報をよく確認しましょう

「偽物」が届く通販サイトの特徴

- ・大幅に値引きされている
- ・日本語の字体や文章表現がおかしい
- ・業者情報が記載されていない
- ・支払い方法は、代引き配達しか選択できない



【商品の受け取り前】次のことに注意しましょう

- ・商品の送り状の依頼人と販売業者の名称（会社名・サイト名）が同じかどうかを確認する
- ・宅配業者に代金を支払った後は、宅配業者からの返金は難しくなる
- ・家族が代わりに受け取る場合は受取人に確認し、確認できなければ受け取らずに宅配業者にいったん持ち帰ってもらう

不当な寄附勧誘行為は禁止です！

不当な勧誘によって、高額な寄附を要求される事例が報告されています。
不当な寄附の勧誘を未然に防止し、被害の救済、再発防止を図るため

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」

が成立しました。



寄附をすれば悪霊が去り、症状が良くなります

先祖の供養をしないと、その病気は治りません

お金を借りればもっと寄附ができるじゃあないですか



- ・寄附勧誘を行う法人等への規制として、「寄付者を適切な判断が難しい状況にする」「生活の維持を困難にする」「不当な寄附勧誘をする」などを禁止しています。
- ・不当な勧誘により寄附の意思表示をした場合に取り消すことができるほか、扶養や扶助を受ける権利を持つ家族なども、取消や返還請求ができるようになりました



広告をチェックしよう！

商品・役務の取引において不当な顧客誘引を防止し、消費者による自主的かつ合理的な選択ができるように「景品表示法」で表示を規制をしています。

広告を見る際には、どんな表示になっているのか注意を払ってみましょう。

優良誤認表示

商品・役務の品質・規格等の内容について、実際のものより著しく優良であると示す表示

有利誤認表示

商品・役務の価格その他の取引条件について、実際のものより著しく有利であると誤認される表示

鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (6月・7月分／中部会場)

弁護士、司法書士による無料相談です。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。(事前予約制)

開催日時：6月16日(金)

午後1時半～午後3時

開催日時：7月21日(金)

午後1時半～午後3時

場 所：倉吉交流プラザ

第1・2研修室



【申込み・問合せ先】

中部消費生活センター

【消費生活に関する相談】

中部消費生活センター ☎0858-22-3000

相談時間：火曜日～土曜日／AM9時～PM5時30分

月曜日・祝日の翌日／AM8時30分～PM5時(電話相談のみ)

「消費者ホットライン」 ☎ 188 (いやや!)

